

6. (開会：ときに午後1時30分)
会議の要領 令和6年4月18日付け南農委告示第4号をもって招集いたしました、南陽市農業委員会 委員総会を開会いたします。
議長(高橋会長) ただ今出席されている委員は、12名であります。
なお、本日欠席する旨の届出があった委員は、4番 黒澤ちよ子委員の1名であります。
よって、過半数の出席を得ており、会議規則第7条の規定により会議が成立しますので、ただちに会議を開きます。
本日の会議は、お手元に配付しております議事日程によって進めます。

議長(高橋会長) それでは、日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は、会議規則第40条の規定により議長が指名いたします。
5番 本間仁一委員、7番 浅野厚司委員の2名を指名いたします。

会議録署名委員 5番 本間 仁一 委員
7番 浅野 厚司 委員

議長(高橋会長) 日程第2「会期の決定について」を議題といたします。
会期は、本日1日限りとすることにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長(高橋会長) 異議なしと認めます。よって、本委員会委員総会の会期は、本日1日限りと決しました。

議長(高橋会長) 日程第3「諸般の報告について」は、別紙諸般の報告書によってご了承願います。

議長(高橋会長) 次に、日程第4 報第6号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長 ただ今上程されました、報第6号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法第18条第6項の規定により、本委員会に対し賃貸借の合意解約が成立した旨の通知が8件ありましたので、ご報告するものであります。

議長(高橋会長) ただ今、事務局長より説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 ただ今、提案されました、報第6号について、ご説明申し上げます。
議案書は1ページと2ページになります。
1番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲の田 915㎡を、中間管理事業を利用し第三者へ貸借するため、合意解約するものです。

嶋貫農地係長

2番につきましては、▲▲の■■■■■さんと▲▲の■■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲の田 2, 946㎡を、中間管理事業を利用するため、合意解約するものです。

3番につきましては、▲▲の■■■■■さんと▲▲の■■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 外1筆の田 合計2, 162㎡を中間管理事業を利用するため、合意解約するものです。

4番につきましては、▲▲の■■■■■さんと▲▲の■■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲外1筆の田 合計3, 755㎡を中間管理事業を利用し第三者へ貸借するため、合意解約するものです。

5番につきましては、▲▲の■■■■■さんと▲▲の■■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲外2筆の田 合計6, 510㎡を中間管理事業を利用するため、合意解約するものです。

6番につきましては、▲▲の■■■■■さんと▲▲の■■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲の田 2, 788㎡を中間管理事業を利用するため、合意解約するものです。

7番につきましては、▲▲の■■■■■さんと▲▲の■■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲外5筆の田が6, 574㎡、畑が192㎡、合計6, 766㎡を中間管理事業を利用するため、合意解約するものです。

8番につきましては、▲▲の■■■■■さんと▲▲の■■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲外7筆の田が4, 491㎡、畑が2, 325㎡、合計6, 816㎡を中間管理事業を利用するため、合意解約するものです。

以上です。

議長(高橋会長)

ただ今の報告に対して、質疑ございませんか。

…………なしの声…………

議長(高橋会長)

「なし」の声が有りますので、報第6号は了承いただいたものと認めます。

議長(高橋会長)

次に、日程第5 議第15号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」を上程いたします。

提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長

ただ今上程されました、議第15号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」の提案理由を申し上げます。

本案は、農地法第3条の規定により、本委員会に対し所有権移転2件、賃借権設定及び移転2件、使用賃借権設定1件、合計5件の許可申請がありましたので提案するものであります。

農地法第3条第2項各号の規定に基づきご審議のうえ、許可の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長(高橋会長)

ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長

ただ今、提案されました、議第15号について、ご説明申し上げます。議案書は3ページから5ページになります。

はじめに、3ページをご覧ください。所有権移転の申請となります。

1番につきましては、▲▲の■■■■■さんと▲▲の■■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲の畑 36㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

2番につきましては、▲▲の■■■■■さんと▲▲の■■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲畑 505㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

次に、4ページをご覧ください。賃借権設定と移転の申請となります。

3番につきましては、賃借権設定の申請です。▲▲の■■■■■さんと▲▲の■■■■■さんとの間で設定するもので ▲▲字▲▲外1筆の田合計3,150㎡について、新規の10年で、毎年12月10日支払、金納となっております。

4番につきましては、賃借権移転の申請です。▲▲の■■■■■さんの所有する ▲▲字▲▲外6筆の田が1,740㎡、畑が1,059㎡、合計2,799㎡について、借人を■■■■■さんから■■■■■さんに移転するものです。

次に、5ページをご覧ください。使用賃借権設定の申請となります。

5番につきましては▲▲の■■■■■さんと▲▲の■■■■■さんとの間で設定するもので、▲▲字▲▲の畑 565㎡を新規の13年契約となっております。

以上です。

議長(高橋会長)

ここで、現地調査について担当委員より報告をお願いします。

はじめに、議第15号 1番の現地調査については、12番 渡沢寿委員より、報告をお願いします。

12番

渡沢寿委員

4月22日に現地調査に行ってまいりました。

申請地につきましては、■■■■■さんの畑と■■■■■さんの畑のちょうど間にある所です。耕作されているというよりは通路として使われているようでした。

きちんと草刈などの管理がされていまして、周辺地域への影響がないことを確認しました。

以上です。

議長(高橋会長)

次に、2番の現地調査については、長谷部修推進委員より調査していただいておりますので、事務局より報告をお願いします。

嶋貫農地係長

長谷部委員より、4月24日にご連絡いただいております。

現地は全てが耕作されており、周辺農地への影響もないことをご報告いただいております。

議長(高橋会長)

次に、3番と4番の現地調査について、7番 浅野厚司委員より、報告をお願いします。

7番 浅野厚司委員 昨日、現地調査を行いました。
3番の案件につきましては、全てが耕作され、周辺農地への影響はないことを確認してまいりました。
4番の案件につきましては、▲▲字▲▲の4筆は現況田んぼとして耕作され、周辺農地への影響はないことを確認しました。4番の残り3筆については、耕作はされていませんでしたが、草刈などの管理がされており、周辺農地への影響もないことを確認してまいりました。

議長(高橋会長) これより、審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長(高橋会長) 異議なしと認めます。
それでは、一括して審議いたします。
本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長(高橋会長) 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。
本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。ただいまの案件について、申請のとおり許可することが妥当と認める委員は、挙手願います。

……………全員挙手……………

議長(高橋会長) 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案については、申請のとおり許可することに決しました。

議長(高橋会長) 次に、日程第6 議第16号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長 ただ今上程されました、議第16号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法第4条第1項の規定により、本委員会に対し1件の許可申請がありましたので、提案するものであります。
関係法令、通達及び農地転用許可基準に基づいてご審議のうえ、意見を決定くださるようお願い申し上げます。

議長(高橋会長) ただ今、事務局長から提案理由の説明がありました。農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 ただ今、提案されました、議第16号について、ご説明申し上げます。
議案書は6ページになります。
1番につきましては、▲▲の■■■■さん所有する、▲▲字▲▲外2筆の畑 合計293㎡を、一般住宅を建築するため、申請があったものです。

嶋貫農地係長 当該地は、農地区分第2種農地と判断でき、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。
以上です。

議長(高橋会長) ここで、1番の現地調査について、12番 渡沢寿委員より、報告をお願いします。

12番
渡沢寿委員 4月18日に私と安達芳紀委員、梅津事務局長補佐、嶋貫農地係長の4名で4条1件の現地調査を行いました。
この案件につきましては、申請通りであったことをご報告申し上げます。

議長(高橋会長) これより、審議に入ります。
本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

…………なしの声…………

議長(高橋会長) 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。
本案件について表決いたします。
お諮りいたします。ただ今の案件について、申請のとおり許可相当の意見を付することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

…………全員挙手…………

議長(高橋会長) 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案については、申請のとおり許可相当の意見を付することに決しました。

議長(高橋会長) 次に、日程第7 議第17号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長 ただいま上程されました、議題17号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法第5条第1項の規定により、本委員会に対し賃貸借権設定1件の許可申請がありましたので、提案するものであります。
関係法令、通達及び農地転用許可基準に基づいてご審議のうえ、意見を決定くださるようお願い申し上げます。

議長(高橋会長) ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 ただ今、提案されました、議第17号について、ご説明申し上げます。
議案書は7ページになります。
1番につきましては、▲▲の■■■■さんが、▲▲の■■■■さんが所有する、▲▲字▲▲の田 1, 001㎡を賃貸借権設定し、多目的広場として利用するため、申請があったものです。

嶋貫農地係長 多目的広場は、緊急時に一時的に入所者の方を避難させる避難場所として、また平常時は併設されている保育園のお子さんの運動場として利用する目的と伺っております。

当該地は、農地区分第3種農地と判断でき、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。

以上です。

議長(高橋会長) ここで、1番の現地調査について、13番 安達芳紀委員より、報告をお願いします。

13番 安達芳紀委員 4月18日に私と渡沢寿委員、梅津事務局長補佐、嶋貫農地係長の4名で5条1件の現地調査を行いました。

この農地は、四方を病院施設や保育園、住宅地などに囲まれておりまして、転用が妥当と判断いたしました。

以上です。

議長(高橋会長) これより、審議に入ります。
本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長(高橋会長) 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。
本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。ただ今の案件について、申請のとおり許可相当の意見を付することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長(高橋会長) 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案については、申請のとおり許可相当の意見を付することに決しました。

議長(高橋会長) 次に、日程第8 議第18号「南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長 ただ今上程されました、議第18号「南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について」の提案理由を申し上げます。

本案は、令和6年4月12日付け農第131号をもって、南陽市長から本委員会に対し、「旧農業経営基盤強化促進法第18条」に基づいて、賃借権設定38件、使用貸借件1件、所有権移転2件の計41件に関する農用地利用集積計画を策定するため、当該計画について同条第1項の規定により、本委員会において決定するよう求められましたので、ご提案するものであります。ご審議のうえ決定くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

議長(高橋会長) ただ今、事務局長より説明がありましたが、事務局長補佐の補足説明を求めます。

梅津事務局長補佐

ただ今提案されました、議第18号について、ご説明申し上げます。議案書は8ページからで19ページまでとなっております。11ページにつきましては、総括表となっておりますのでご覧ください。

賃借権設定が38件で、計画面積が田109,574.47㎡、畑8,609㎡、合計118,183.47㎡となっております。

使用貸借は1件で計画面積は田23,929.93㎡となっております。

所有権移転は2件で、計画面積が田1,879㎡、畑867㎡、合計2,746㎡となっております。

12ページをご覧ください。賃借権の設定につきましてご説明申し上げます。

1番につきましては、▲▲の■■■■■さんと▲▲の■■■■■さんとの間で設定するもので、▲▲字▲▲の畑2,925㎡外10筆、合計8,609㎡について、再設定の10年で、毎年12月31日支払い、金納となっております。

2番につきましては、▲▲の■■■■■さんと▲▲の■■■■■さんとの間で「やまがた農業支援センター」を介して設定するもので、▲▲字▲▲の田2,068㎡外2筆、合計2,804㎡について、新規の10年で、毎年12月20日支払い、口座振替となっております。

以下、3番の▲▲の■■■■■さんと▲▲の■■■■■さんとの間の設定から16ページの38番▲▲の■■■■■さんと▲▲の■■■■■さんとの間の設定までの36件につきましても、農地中間管理事業に伴う「やまがた農業支援センター」を介して賃借権を設定するものですが、事前に通知させていただいておりますので、このたびは件数が多いことから、案件毎の説明を省略させて頂きたいと存じますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

続いて17ページ、18ページをご覧ください。

使用貸借権1件について申し上げます。

39番▲▲の■■■■■さんと▲▲の■■■■■さんの間で「やまがた農業支援センター」を介して、設定するもので、▲▲字▲▲の現況田69㎡外40筆、合計23,929.93㎡について、新規の10年契約となっております。

続いて19ページをご覧ください。

1番、2番の所有権移転の申請2件につきまして、ご説明を申し上げます。

1番について、▲▲の■■■■■さんから、▲▲の■■■■■さんへ、▲▲字▲▲の田542㎡及び、▲▲字▲▲の畑647㎡、合計1,189㎡を所有権移転するもので、移転の時期は公告の日、支払いは口座振替となっております。

梅津事務局長補佐

2番について、▲▲の■■■■■さんから、▲▲の■■■■■さんへ、▲▲字▲▲の田1, 271㎡外1筆、合計1,337㎡及び、▲▲字▲▲の畑177㎡外1筆、合計220㎡田、畑の総合計1,557㎡を所有権移転するもので、移転の時期は公告の日、支払いは現金となっております。

以上でございます。

議長(高橋会長)

お諮りいたします。

この案件については、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に基づく議事参与の制限に該当する委員が1名おりますので、分割して審議したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

…………なしの声…………

議長(高橋会長)

異議なしと認めます。よって本案件は、分割して審議することに決しました。

議長(高橋会長)

それでは始めに、賃借権移転の13番の案件について、審議いたします。

ここで、3番 山岸誠委員の退席を求めます。

…………山岸誠委員退席…………

議長(高橋会長)

これより、審議に入ります。

本案件について、質疑、意見を求めます。

質疑、意見はございませんか。

…………なしの声…………

議長(高橋会長)

「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長(高橋会長)

本案件について、表決いたします。

お諮りいたします、ただ今の13番の案件について、計画のとおり決定することが妥当と認める委員は、

挙手をお願いいたします。

…………全員挙手…………

議長(高橋会長)

妥当と認める委員が全員と認めます。

よって、本案件については、計画のとおり決定すべきものと決しました。

議長(高橋会長)

ここで、3番 山岸誠委員の復席を求めます。

…………山岸誠委員復席…………

議長(高橋会長) 次に、ただいまの議事参与案件1件を除く、賃借権設定37件及び使用貸借権設定1件、所有権移転2件の計40件について審議に入ります。
お諮りいたします。
これより審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長(高橋会長) 異議なしと認めます。
それでは、一括して審議いたします。
本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

議長(高橋会長) 39番の案件について伺います。
今回■■■■さんが、息子さんに貸していた農地を息子さんのお嫁さんに貸しているのはどういう理由からでしょうか。

嶋貫農地係長 ■■■■さんは当初、息子さんに経営継承しておりましたが、この度、田の経営を息子さんの妻である■■■■さんに移転し、それによって次世代投資資金を受給される方向で進めていらっしゃるようです。
果樹は息子さんが担当しており、部門分けをして経営なさっているということです。
また、■■■■さんは農業者年金の経営移譲年金を受給中のため、本来は原則として後継者に貸した農地を10年間動かさない制約がありますが、支給停止に該当しない方法である基盤法での機構貸付を用いて、同一経営体ではありますが、今回の貸借契約となっております。

議長(高橋会長) 分かりました。
その他質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長(高橋会長) 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。
本案件について、表決いたします。お諮りいたします。
議第18号の議事参与案件1件を除く全40件について、計画のとおり決定することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長(高橋会長) 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案については、計画のとおり決定することが妥当である旨の意見を付することに決しました。

議長(高橋会長) 次に、日程第9 議第19号「南陽市農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長 ただいま上程されました、議第19号「南陽市農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。

本案は、令和6年4月12日付け農第132号で、南陽市長から本委員会に対し、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、賃貸借権移転2件に関する農用地利用集積等促進計画案について意見を求められましたので、提案するものであります。

ご審議のうえ、意見を決定くださるようお願い申し上げます。

議長(高橋会長) ただいま、事務局長より説明がありました。事務局長補佐の補足説明を求めます。

梅津事務局長補佐 ただ今提案されました、議第19号につきまして、ご説明を申し上げます。

令和5年4月からの農業経営基盤強化促進法の改正により、農用地利用集積等促進計画として定めることとなりました。つきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定により、本委員会に意見を求められるものです。

議案書は20ページから22ページまでとなっております。22ページをお開きください。

1番については、▲▲字▲▲の田542㎡について、耕作者を■■■■さんから■■■■さんへ移転するもので、契約期間は5年となっております。

2番については、▲▲字▲▲の畑400㎡ほか1筆、合計、1,126㎡について、耕作者を■■■■さんから■■■■さんへ移転するもので、契約期間は9年となっております。

議長(高橋会長) お諮りいたします。

これより審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長(高橋会長) 異議なしと認めます。

それでは、一括して審議いたします。

本案件について、質疑、意見を求めます。

質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長(高橋会長) 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

本案件について、表決いたします。

お諮りいたします。ただいまの案件について、計画のとおり決定することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長(高橋会長) 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案については、計画のとおり決定することが妥当である旨の意見を付することに決しました。

議長(高橋会長) 以上をもちまして、本日提案されました議題は、すべて終了いたしました。
よって、令和6年4月18日付け南農委告示第4号をもって招集いたしました南陽市農業委員会 委員総会を閉会いたします。

(閉会：ときに午後2時5分)